

## 家屋補充課税台帳名義人変更届記入要領

この届けは、未登記の家屋について所有者の変更を行うものです。

新しい所有者には今後その家屋についての固定資産税・都市計画税納税通知書が送付されます。

この届けは土地、登記されている家屋についての所有者の変更はできません。土地、登記されている家屋については法務局で手続きをする必要があります（札幌法務局滝川支局 滝川市緑町1丁目6-1 0125-23-2330）。

### 【記入例】

提出される日を記入してください。

窓口を持参される方など、申請される方の住所、氏名、連絡先を記入してください。申請者と新所有者が同一の場合は、連絡先の記入は必要ありません。

実際に相続・贈与・売買した日を記入してください。

### 家屋補充課税台帳名義人変更届

令和 元 年 10 月 1 日

砂川市長 善 岡 雅 文 様

住 所 砂川市西6条北3丁目1番1号

申請者 氏 名 砂川 一郎

連絡先 0125 - 54 - 2121

下記の建物は、令和 元 年 9 月 1 日に、旧所有者より、新所有者に

[ 相続・贈与・売買・その他 ] したので、家屋補充課税台帳の名義人を変更し

ていただくようお願いいたします。

所 在 地	構 造	用 途	床面積
砂川市 西6条北3丁目	軽量鉄骨	車 庫	14.58㎡
砂川市 西6条北3丁目	木造	簡易附属家一般	4.86㎡
砂川市			㎡
砂川市			㎡

<旧所有者>住 所 砂川市西6条北3丁目1番1号

氏 名 砂川 太郎 ㊟

<新所有者>住 所 砂川市西6条北3丁目1番1号

氏 名 砂川 花子 ㊟

連絡先 0125 - 54 - 2121

※印鑑は実印を使用してください。尚、相続の場合は旧所有者の印鑑は不要です。

#### ※添付書類

相続・・・必要書類は別紙をご確認ください。

贈与・・・贈与を証明する書類の写し、旧所有者の印鑑証明書

売買・・・売買契約書等の写し、旧所有者の印鑑証明書

新所有者の住所、氏名、連絡先を記入し、実印を押印してください。

## ■家屋補充課税台帳名義人変更届に添付する必要書類（相続の場合）

### <共通の書類>

○被相続人が市外居住者の場合は、被相続人が亡くなったことがわかる書類

### <一般的な場合>

#### ○遺産分割協議書

遺産の分割方法について相続人が話し合っ合意した内容を記した書類です（下記作成例参照）。その書式については任意となります。また、作成にあたっては、相続人全員の署名及び実印での押印が必要となります。

#### ○新所有者の住民票（市外居住者の方のみ）

新所有者の住所等の確認のため必要となります。

### <遺産分割協議書がない場合>・・・法定相続分を相続する場合や相続人が1人の場合

#### ○相続人が確定できる戸籍謄本等（被相続人が生まれてから死亡した記載のあるものすべて）

被相続人の記載のある戸籍謄本は1通ではありません。

たとえば、転籍や婚姻などをされている場合、転籍前や婚姻前の本籍地所在地の市区町村で、除籍謄本や改正原戸籍を取得しなければなりません。

#### ○新所有者の印鑑証明書

#### ○新所有者の住民票（市外居住者の方のみ）

※必要書類をご持参いただいた場合は、全てコピーをとらせていただき原本をお返しいたします。

### 【遺産分割協議書作成例】

#### 遺産分割協議書

令和元年9月1日、砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川太郎の死亡によって開始した相続における共同相続人砂川花子、砂川一郎、空知桜子は、その相続財産についての分割協議により、次の通り決定しました。

第1項 相続人 砂川花子は次の遺産を相続します。

#### 第2項 土地建物の表示

①砂川市西6条北3丁目 未登記 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板2階建 120.00㎡

②砂川市西6条北3丁目 未登記 車庫 軽量鉄骨 14.58㎡

③砂川市西6条北3丁目 未登記 簡易附属家一般 木造 4.86㎡

上記の通り協議が成立したことを証するため、この遺産分割協議書3通を作成し、相続人全員が署名捺印の上、各自1通を所持するものとします。

砂川市西6条北3丁目1番1号 相続人 砂川花子 印

砂川市西6条北3丁目1番1号 相続人 砂川一郎 印

岩見沢市8条5丁目1 相続人 空知桜子 印